

在京守護期の赤松地区と禅院の諸相

大 村 拓 生

はじめに

赤松氏と禪宗寺院の関わりについては、高坂好

氏の一連の研究^①で基礎的事実が明らかにされてきた。その後も県下で刊行された市町村史では、禪宗史料が利用されてはいるが、体系的な成果を得るまでには到っていない。また室町期の禪宗史は、室町幕府の宗教政策^②、外交関係に果たした禪僧の役割^③の解明が進んだ一方で、守護支配や地域史との関係は充分に切り結べていない。

しかし赤松氏はとりわけ禪宗との関係が深く、ひょうご歴史研究室でも昨年度から史料の収集を進めてきた。その成果の一つとして、一山派、とりわけ雪村友梅法嗣によつて建立された揖保川流

域の禅院の存在形態と、石見守護代所との関係について^⑤、昨年度の本研究室紀要で検討した（前稿）。また赤松円心が雪村を開山に迎えて建立された法雲寺、赤松則祐が建立した宝林寺を含む赤松地区の様相について、別稿で論じた^⑥。

別稿ではこれら禅院建立が有する政治的意味をもっぱら強調したが、その後にどのように維持されていったのかは別問題である。とりわけ赤松義則期以後は守護在京が通例になるため、その段階での赤松地区の実態については、新たな検討が必要である。そこでは法雲寺・宝林寺の役割が重要だと予想されるため、禪宗史料の利用も不可欠となる。後者についてはいまだ集成するにはいたつていなが、いくつか注目すべき事例を見いだしたため、それもあわせて検討したい。

一、法雲寺・宝林寺の禪僧と赤松則祐

際に雪村が祭文を捧げている⁽¹⁰⁾。

法雲寺は建武四年（一三三七）七月、赤松円心が雪村友梅を開山として迎え、一〇月に大仏殿が創建され、寺名を法雲昌国、山号を金華としたものである。暦応二年（一三三九）一一月には諸山に列せられ、十方住持と定められた。⁽⁷⁾ 貞治六年（一三六七）五月に七八歳で没した環渓派の無雲義天は、四六歳で法雲寺住持に任じられたと伝記にみえる。計算は合わないが住持在任まで否定する必要はなく年齢の誤記で、早くから雪村派以外の僧が住持に任じられたことがあつた事例といえる。

また雪村は暦応二年一二月一〇日に京都華頂山で没した法兄無相良真の訃報に接し、一二月二三日に祭文を作成し法雲寺某僧を通じて送つており、京都との間で独自のネットワークを有していたことがわかる。もつとも道中には危険もあつたようで、雪村の使いとして京に上った琇上座は、帰路の暦応四年八月一日に「摶州都賀之浜」で賊のため殺害され、一〇日に法雲寺に遺骨が届けられた

史料収集が不十分で法雲寺歴代住持の復元は今後の課題とせざるを得ないが、応安元年（一三六八）四月二七日に法雲寺に入寺を果たした大鑑派の天境靈致は、語録で山門・仏殿・土地堂・祖師堂といった堂舎を称えるとともに、公帖発給による任命権者である將軍足利義満、外護者として知州（守護赤松則祐）に拈香を詠んでおり、その地位を示している。さらにその翌日には開山雪村の靈塔前で祭文を詠み、円心を外護として建立された経緯にも触れている。天境は詩文集「無規矩」に仏光派の勉之肯旃と雪村法嗣の器之令簾の法雲寺入寺疏を収録しており、寺格の高さを示すとともに、前者には「金華移_二京華_二之風」とあり、京都と直結した様相を伺わせるものである。

則祐は応安四年一一月二九日に京都で没すると、「隨分大名之上、為_二武家忠孝_二異_二他者_二歟、可_レ惜々々」（「愚管記」）と貴族からも評され、雪村塔所の建仁寺大龍庵で荼毘に付された（「常樂記」）。天境も祭文を捧げ、「逸群之才、間出之志、忠義智勇、摧_二千軍墨_二、百戦功高、狼烟不_レ起、終_二俾

生民^一、出^二塗炭裡^一、凱旋余暇^一」とその才覚・武勇を称えるとともに、「留^一心釈氏^一、登^一宝覺門^一、研^一味玄旨^一、作法檀度^一、支^一法頹圮^一、穩密工夫、既逾^三紀^一¹⁵」と雪村（宝覺）派への保護が特筆されており、その重要性が知られる。

則祐の法名ともなつた宝林寺も名目上の開山は雪村だが、播磨での建立が決意されたのはその後の文和四年（一三五五）であることは別稿で論じた。実質的な初代住持は延文二年（一三五七）一月日付の定文¹⁶で、赤松則祐とともに連署している雪村法嗣の大同啓初であり、応安元年六月二二日に、鎌倉禪興寺に住山まもなく亡くなつてゐる。当時鎌倉の円覚寺黄梅院塔主であつた無窓派の義堂周信は、大同法嗣の金仙□選がその遺骨を宝林寺まで届けるのに際して、一偈を作りそのうち一偈は則祐に送られている（「送^三選書記帰^一赤松山^一并叙」）。

翌応安二年八月八日、大同法嗣の用文侑芸が播磨に帰るとして義堂に暇乞いをし、翌九日に義堂は「用文解送^三芸上人歸^一番易^一」一篇・「送^三芸藏主^一、兼簡^一雲石^一・竺芳^一」詩一首を、用文に書き

送つてゐる（「空華日用工夫略集」¹⁸）。雲石は法雲寺住持の雲溪支山（道号は改名）で雪村の法嗣・竺芳は宝林寺住持の竺芳祖裔で雪村法弟の石梁仁恭の法嗣で、前者では「番易邇有^二天土^一」・後者でも「金華洞接^一宝林幽^一、二老風流未^一白頭^一」と記され、法雲寺（金華）・宝林寺の両寺とその住持となつた僧が、義堂のような遠く鎌倉にある他派の僧にも知られる存在であつたことがわかる。

法雲寺には雪村が夢で五百人僧があらわれたため、円心が五百羅漢を奉納したのに対して、十六人の高僧が宝林寺に錫杖をかける夢を則祐が見た。その翌朝に中国五代の禪僧禪月が描いた十六羅漢像を売る者があり、則祐が買い求めて宝林寺に奉納したといふ。このように則祐により宝林寺の莊嚴化がすすめられ、評判が広がつていつたものといえよう。宝林寺は康暦二年（一三八〇）に准十刹となり、守護赤松氏のみの意向で住持を任じることはできなくなるが、法雲寺の雲溪は、宝林寺住持の欠に際して守護に申請し、幕府から住持に任じられ、開山塔に入寺している²¹。そこでも「金華發軾、宝林繞弦、南北遊壯赤松鄉」と両寺は並

び称されるとともに、雪村派による入寺も継続されていったと思われる。

二、赤松義則と宝林寺・赤松館

前述したように応安四年（一三七一）一一月、赤松氏惣領として赤松地区の整備に重要な役割を果たした則祐は京都で没する。翌応安五年二月日付の東寺領矢野荘「学衆方年貢等散用状」（相三二七一²²）には、「宝林寺定役」・「檜皮持人夫催促力者雜事」・「瓦持催促使雜事」・「重瓦持催促雜事」が計上されている。檜皮・瓦も宝林寺に関するものと思われ、引き続き造営が進められていたことが確認できる。

続く矢野荘散用状は同じ応安五年一二月日付で二通残されており、「宝林寺定役」について、一通は「自_二応安五年正月十六日_一、至_二同八月晦日_一（相三二八一²³）」・一通は「自_二九月一日_一、至_二十二月晦日_一（相三二八一²³）」とあり、年の前半と後半で区分されたものだとわかる。このうち後者には「赤松留守奉行大田殿方節季炭代」が計上さ

れる一方で、前者には「守護内奉行上原兵庫入道宿所、自_二赤松_一京都へ取登夫五人雇之食」・「自_二守護方_一、京上夫催促使雜事」・「自_二守護代_一、坂越・鹿野成_二催促郡使雜事」などがみえる。

留守奉行については、貞治五年（一三六六）分の散用状（相二八八）に見えるのが初見で、赤松での守護屋形整備に伴い設置され、守護在京時に留守を担当する組織として置かれたものと考えられる。前述の応安五年二月日付の散用状にも、「赤松留守奉行人方節料炭代」が見られ、義則期にも継続していたことがわかるが、本史料が終見で以後は確認できなくなる。一方で奉行上原兵庫入道は、宿所を赤松から京都へ移したというのである。上原氏は赤松氏の在京奉行人として以後活動しており、守護在京制の定着にともない守護からの命令は赤松ではなく京都から下されるものへと転換した。果たして以後は矢野荘に対して、守護からの命令が赤松と明記されなくなるのである。兵糧持など特定の目的を明記しない京上夫の賦課も貞治二年分からで（相二七一）、これも守護在

京制に伴うものと考えられる。⁽²⁴⁾

守護が在京する一方で守護代からの賦課が確認されるようになる。その初見は応安二年分の「守護代内若党枚倉入道并ヤマタ兩人軍役重催促之時、酒直」（相三一四一二）であるが、ここでは守護代が坂越・鹿野への催促をおこなう郡使の雑事が賦課されている。このうち坂越は赤穂郡、鹿野は加東郡大部莊鹿野がもつとも有力で、多可郡に属した西脇市鹿野町の可能性もある。ただ何れにせよ東播磨となり、この段階では守護代は一国全土を担当していたものと思われる。なお守護代の在所が広瀬と明記されるのは嘉慶二年（一三八八）分が初見で（相四六八一一）、この段階での在所を示す手がかりは得られない。

このように赤松義則の家督継承は、守護在京制の定着と相まって赤松地区の政治的位置づけを低下させることになったといえる。もつとも応安五年一二月二八日付で、「赤松五社宮人夫六十日役催促使」に関する文書が矢野莊に発給されている（相三四〇）。別稿で論じたように五社宮は赤松則祐の「子孫擁護」を目的とした建立されたもので、

赤松地区の莊厳化が引き続き進められていたことが確認される。矢野莊関係文書では、康暦元年（一三七九）一二月日付の「政所秀恵等連署起請文」（相四〇九）を嚆矢として、起請文言に従来の大僻宮に変わり、「当庄五社大明神」が登場するようになる。赤松五社宮の建立が影響したと思われ、守護支配の浸透を示すものといえよう。

その一方で東寺側は代替わりを負担軽減のチャンスとみて、応安六年三月日付の矢野莊例名方の「宝林寺非分長夫役」免除を求める日安を、赤松氏の奉行人上村源阿に提出している。⁽²⁵⁾ そこでは「宝林寺御草創」から「数十ヶ年」にわたって長夫を進め、百姓等が「糧米」と称して年貢から差し引いたため、「寺用逐年減少」となり歎いていた。「伽藍御造営之最中」は異論を唱えることができず催促に応じていたが、「既以御造畢歟」として免除の書下を求めている。

散用状によると（相三四一）、早くも三月二二日に「宝林寺定役人夫免除守護書下持來雜事」が支出されているが、どういうわけか文書は写しも含めて残されていない。しかし六月一一日付で

「宝林寺長夫壱人」の催促停止を指示した上村源阿ほか一名が連署して布施入道殿に宛てられた奉行人連署奉書と、六月一九日付で布施入道聖觀ほか二名が連署して矢野例名政所殿に宛てた奉行人連署奉書が東寺側の記録で確認できる。²⁶ 両者は同内容ではなく、後者には「自去年九月、被止之處、猶以催促云々、為事実者太無謂、然者以此趣、可被相触地下之由候也」と記され、前年九月にも停止命令が出されたようだが、その詳細は不明である。ただ地下にも周知するため手続きが二段階になつたものだろう。この文書は正文が伝来しており（相三三〇）、端裏書には「宝林寺夫役免除書下」と記されている。散用状の記載も守護の直状ではなくこの文書を指し、訴訟が受理された日付が付されたものかもしれない。

このようにして東寺は一人分の人夫役免除を勝ち取ることはできたものの、その後も「宝林寺瓦持催促力者雜事」（相三八三一一）・「宝林寺役被免時、力者雜事」（相四一五）・「赤松宝林寺瓦持人夫催促使酒直□□□□□□」・「同瓦持十八人□」（相四一九）というように、全ての負担を逃れることはできなかつた。

さらに永徳元年（一三八一）にも大々的な整備が行われたことも、矢野莊散用状から判明する（相四二三）。関連項目を列挙すると、「二月廿二日、白土催促使雜事」・「三月七日、重白土催促使雜事」・「同廿八日、築地ツキ人夫催促使酒・雜事」・「四月十一日、同催促使力者雜事・引出物」・「同十三日、重催促使酒直并築地ツキ奉行一人上良料」・「八月一日、宝林寺塔之地引人夫催促使力者二人雜事」・「十月十三日、白土催促使之酒直分」・「十一月八日、重宝林寺地引人夫催促使力者二人雜事・引出物」・「赤松宝林寺地引并守護方屋形築地ツキ四十七人食料」となる。ここから宝林寺には新たに塔が建立され、守護屋形にも築地が整えられたことが判明する。最後の記述から守護屋形は赤松に立地したものと考えられるが、同年にことさら整備が進められた理由はわからぬ。なお白土は壁に用いられたものだろうが、どちらに關わる賦課なのかは不明である。

この「宝林寺塔地引人夫」について、東寺は永徳三年八月一八日付の高田左衛門藏人入道・坂越

源左衛門入道宛の「守護奉行人連署奉書」で催促の停止を勝ち取っている（相四三七）。宛てられた両名の名字は何れも矢野荘の立地する赤穂郡内の地名で、実際に徵収に当たつていた奉行人と思われるが、同年の散用状には「宝林寺地引人夫催促力者一人雜事・引手物」・「同人夫日食、自十月一日、至十一月晦日定」が計上されている（相四三九）。京都で免除を受けても、名目を変えて賦課が続くのが実態だつたのである。続いて残される至徳二年（一三八五）分・三年分でも、宝林寺に関わる賦課が散用状には記載されている（相四五一・四五五）。

さらに嘉慶二年（一三八八）分として、「十一月十七日、宝林寺供養時、浮船渡人夫百人被懸、内五十人人夫出、責使二人一宿分雜事・酒直」・「同人夫五十余人日食一度分」・「赤松_{当侍所也}長良殿供養歸時、於政所一宿間、無力一献候了」・「嘉慶三年正月四日、於室津御所作人夫催促使三人雜事・引手物」が計上されている（相四六八一一）。塔が落成したのか、在京し侍所頭人の要職にあつた赤松義則自身が帰国して、宝林寺供養が行われ

たことがわかる。浮船として多数の人夫が賦課されていることから、赤松守護屋形から宝林寺まで千種川を渡る船橋が架けられていたと可能性があり、結縁も含めて多数の人々が参集した行事だつたと考えられる。

宝林寺供養が終わると休む暇なく將軍義満の西國遊覽を迎える準備が室で行われた。義満は康応元年（一三八九）三月四日夜に京都を出発し、兵庫で義則子息と考えられる赤松千菊丸の供應を受けて百余艘の船で西国に向かつた。義満一行は厳島に参詣し周防まで到達したが波風のために引き返し、二四日に備前牛窓で義則が供應し、翌二五日に近習は室に、義満は加古川で休息し兵庫を経て帰京した。その後の三月二七日には「赤松ヨリ白土持人夫催促使酒直分」が散用状に計上されており（相四六八一一）、準備のため赤松に指令主体が置かれていたことがわかる。もつともこれで宝林寺の整備は一段落したのか、矢野荘関連ではしばらく赤松地区への負担は見えなくなる。

三、在京守護にとつての赤松地区

その一方で白旗城に関しては、明徳三年（一三九二）正月に「白播城誘人夫催促力者雜事・引手物」（相四八九）が、応永六年（一三九九）一〇月に「白幡城誘人夫催促酒直」・「同城コシラヘ人夫大勢被懸間、ワヒ事ニ兩度出時雜事」・「同人夫百十人糧米」（相五九七一）が賦課されていいる。明徳の事例は前年一二月の山名氏清が幕府に討伐された明徳の乱、応永の事例は大内義弘が討伐された応永の乱に伴うもので、軍事的緊張が発生すると即座に整備が図られるような体制が現地で整えられていたことがわかる。

また赤松義則が応永三四四年（一四二七）九月に

没すると、室町殿足利義持は嫡子満祐の家督継承を認めず、近習である七条流持貞を優遇しようとした。そこで一〇月二六日に満祐は京屋形を自焼して播磨に下国し抵抗する姿勢を明確にした。²⁸⁾矢野莊では翌二七日に守護代から「物忿ニ依テ卅日役陣夫五人」が賦課されたのを皮切りに軍事的内容の課役がみられ、一一月二日には沙汰人が坂本へ兵糧米賦課の免除要求のために出かけるが拒否され、一一月一〇日には「山里倉兵糧米白旗へ持

入人夫六十人」が賦課されている（相七六七・七六八一）。ここから赤松にほど近い山陽道の宿である山里には守護方の管理する米が備蓄された倉があり、緊急時には白旗城へ運び込まれる手はずになっていたことがわかる。適宜に備蓄と売却が繰り返されていたため、白旗城ではなく交通の利便な山里に置かれていたものだろう。また一一月二六日には、東寺二十一口方では「矢野庄年貢事、依²⁹⁾國中亂、一向不可^レ有^レ之、悉白旗城為^ニ兵糧、納^ニ置之^ニ云々」と、同年分の年貢までもが白旗城へ運び込まれたことが報告され、散用状にも計上されている。

一方事件は管領畠山満家らによつて收拾が図られ、急転直下、持貞は義持妻女との密通を理由に自害させられ、満祐が赦免されることになった。東寺二十一口方は一二月一七日に上洛した満祐に對して、「御免礼」として折紙千疋・巻数を、在京奉行人の上原対馬入道に三百疋を持参し、早速年貢返還交渉に当たつた。³⁰⁾現地では一二月一七日段階でも城山城整備に関する賦課が計上され、次いで「白旗城へ田所相共ニ罷出候て、一献振舞候

了」・「地下年貢白旗へ持人夫食料」が計上されている（相七六七・七六八一）。矢野荘の沙汰人・田所が白旗城へ出向いているのは、軍事動員としての性格を有していたものと考えられる。³¹ このように軍事的緊張が発生した場合は、かなり迅速に白旗城の整備・兵糧米の徵発・本所領荘官も含めた軍事動員が進められたことが分かり、平時にそれなりの準備がされていたものと考えられる。その一方で命令そのものが白旗城から発せられた形跡は、矢野荘関連史料からは一切確認されない。徵収された兵糧米の返付に関して散用状に記載されているのは、「白幡米被³²返付」時、御書下坂本へ付時、乘南房・上野公相共罷出候時」のみで、守護奉行人連署奉書が坂本へ届けられた時だけである。東寺側の記録によると、応永三五年二月一二日付で坂本の小河備中入道に宛てて八〇石のうち半分は差し置くとの奉行人連署奉書が出され、なお東寺側が奉行人の上原に歎いたため、二月二八日付で二〇石のみ差し置き寺家に渡すようについて飽間安芸入道宛の文書が発給された。飽間は坂越莊地頭として矢野荘にも介入したことが

知られる人物で、応永三四年分の散用状にも、一月三日から一二月一〇日まで三七日間にわたつて飽間中間二人が在荘したこと、一一月六日に「飽間方城へ入候時、野伏三十被³³懸候間、与井河原へ罷出候て、一献振舞候」、「坂越、飽間九郎左衛門ニ田所罷出候時、振舞候了」として登場する。恐らく安芸入道は赤穂郡代的な地位にあつたと思われ、飽間から奥新兵衛尉宛の三月一日付文書の袖書に「忿しらはたへ被³⁴レ越候て、可^レ被²渡申候」と記されていており、白旗城からの年貢米返付が飽間・奥ルートで行われたことが明らかになる。ただし城の管理まで担当していたようには読み取れず、平時に白旗城がどのように管領されていたのかは不明である。

また赤松守護屋形についても同様で、前述した嘉慶二年の宝林寺供養・義満遊覧に伴う義則の帰国以後はその徴証が確認できなくなる。明徳四年（一三九三）には「守護方」より人夫・炭・薪などの賦課に関する雜事役が矢野荘に賦課されていが（相五五六）、場所は明記されていない。むしろ次の詳細な散用状が残る応永元年分（一三九

四）から坂本が賦課主体として登場するようになり（相五七〇）、そちらの可能性が高い。

そうしたなかで応永一三年のみが特別で、「四月一日、上様赤松御下向為御用意の「わら・ぬか・なわ催促使」・「四月八日、赤松人夫催促使日別雜用」と赤松からの賦課が登場し、「四月十七日、

赤松御屋形ヨリ竹被レ懸時、使日別雜用」のように「御屋形」という記述もみえる（相六四三一一・六四四一）。この「上様」について、矢野莊史料を集成した『相生市史』では赤松義則に比定しているのに対し、『上郡町史』では足利義満とされ見解が異なっている。そこで注目されるのが足利義満が五月一三日に、明使を迎えるために兵庫に下向し、六月七日に京都に戻っているが、その間の五月一五日に将軍義持の准母日野業子の姉妹量子が室で死去し、翌一六日に家長日野重光が室に向かっているという『教言卿記』の記事である。量子のような女性が単身で室まで出向くことはありえず、義満も室まで來ていたと考えられるのである。義満は明使応接のため兵庫に出向くことは慣例化していたが、残された記録は主な同行者と、

京都からの出立と帰還のみで、量子の名前も確認できない。しかし応永九年三月から九月にかけて矢野莊に賦課された「明石ノ御所」（相六一二）は、八月三日に京都を出立し兵庫に向かい、九日に帰洛した義満³⁷のためのものだと考えられ、今回も足を伸ばしたものだろう。

そのようにみると散用状で四月二七日付で「石見から弘山まで、垣芝人夫食料」・「俄ニ上様御成とて、又重て垣芝十荷懸時」、五月二日付で「衣笠方人夫五人直ニ召具て、赤松へ是つかふ」が計上されているのは、義満が弘山あるいは赤松に来る予定があり、その準備のためだと考えられる。またその指揮が石見とともに、赤松からも行われていたことは、五月一一日の「赤松より重て人夫五人懸時」からも明白である。ただし業子の死という予定外の出来事もあり、実際には義満一行は室から引き返すことになったのではないか。

さらに義満は六月一一日に北山殿で明使との接見儀礼を行うと、八月四日に日野重光らとともに兵庫に向かい、一二日に帰洛している（何れも『教言卿記』）。明使の帰国と遣明船の出立を見送

るためである。一方矢野荘では、閏六月一四日付で「坂本より室まで、西奥竹持人夫被レ懸時」、同一九日付「赤松より畠の薦丹まい・ぬか三石懸時」、一四日付「赤松より重て人夫二人懸時」と引き続き賦課が確認され、さらに七月二〇日付では「弘山御所被レ立時、栗木柱十本石見より懸時」とあり、二八日付の「赤松より重て人夫五人食料」まで、断続的に建築に関する賦課が計上されている。すなわち引き続き義満の室・弘山滯在を前提に準備が進められていたのである。ただこの際にも義満はわずか七日で帰洛していることから実現したかどうかは疑わしい。

これが義満側の要望だったのか、赤松側の自主的な奉仕であつたのかは定かではないが、山陽道と揖保川の交点付近に比定できる弘山御所は、赤松氏のもう一つの拠点城郭である城山城とも通じる交通の要衝で、文和三年（一三五九）・貞治二年（一三五四）・延文四年（一三五九）・貞治二年（一三六三）に矢野荘に造営役が賦課されている（相二〇七・二三七・二七二）。このような赤松則祐が足利義詮に奉仕したという事実を嘉例として、義則側が積極的に

すすめたのではないか。

それはさておき、その後も矢野荘では九月六日付で「赤松檜皮持人夫催促使」が計上されており、一二日付の「赤松五社宮檜皮催促騎馬使」から、守護屋形ではなく五社宮に関わる賦課だったと考えられる。五社宮については、前述した応安五年の後はしばらく記述が見えなくなる。それが再び確認できるようになるのは、応永一〇年二月二八日付で「赤松五社宮檜皮持之人夫催促之使」が矢野荘散用状に計上されてからで（相六二一一・六二二一二）、やや間があつてこの応永一三年の記録になる。永享七年（一四三五）七月二八日に鎮増が五社宮神前で直談を行つているが、その際に宿所として別当房地蔵院を利用している。^{〔38〕} これから五社宮には神宮寺的施設が付属していたことがわかるが、そうした整備が段階的に行われたものだろう。なお鎮増は八月二九日に「白幡ノ城ノ麓ワラヒ尾ノ八幡」に参詣し、「結構ノ唐本ノ一切経」をみて驚いている。円心建立の白旗八幡にも神宮寺的施設があつたことがわかり、平時の赤松地区は武家拠点というより、むしろ法雲寺・宝

林寺も合わせ宗教的性格が濃厚な場所だつたといえる。

こうした施設の造営・管理に従事していたと考えられるのが「赤松番匠」である。矢野莊散用状では応永九年六月二一日付での「坂本ヨリ京上夫一人赤松ノ番匠つるゝ時ノ糧物」（相六一二）を皮切りに、応永一一年三月二七日付の「赤松番匠京上時ノ送人夫」（相六三〇一一・六三二）、応永一五年一〇月七日付の「赤松大工上落之時、立返の京上夫使」（相六六一一一・六六二）がみえる。この「赤松」について赤松氏支配下との解釈も可能だが、赤松地区に拠点を置き寺社造営に従事した番匠集団で、時には上洛することもあつた存在と考えるのが妥当ではないか。天文三年（一五三四）の赤穂郡新山寺梵鐘には「大工山里藤原宗家」と刻印され、鑄物師の活動が確認でき、寺社造営のための職人が居住していた可能性がある。

四、千種川流域の禅院と赤松氏

義則期の禅僧の赤松地区での動向について触れ

ておきたい。「壬戌ノ秋」＝永徳二年（一三八二）黄龍派の天錫貲巒は義則の推挙で法雲寺住持に任じられた。⁴⁰その翌年にあたる「癸亥夏」に燄慧派の二四歳の惟肖得巖は法雲寺の天錫のもとに参じ、後に代表的な詩文僧として頭角をあらわすことになる。ただし惟肖は法雲寺に居住していたわけではなく、「二月晦日、自_二金華_一帰_二広岡之蒲隱_一、既到_二赤松_一、過_レ雨河不_レ渡、僑_二極樂精舍_一三日_一、仍_レ尽_二看東南花_一」として七言絶句を詠じているよう⁴¹に、広岡に滞在していたらしい。広岡は惟肖の法兄玉岡の居所で「播之北鄙、山重地隘⁴³」と詠まれた古代佐用郡の広岡郷を指している。中世では弘岡と表記されるのが一般的で、『日本歴史地名大系』は旧上月町本郷付近に比定している。禅宗寺院が立地し、赤松御一家衆とされる広岡殿が外護していた可能性があるが、詳細は全く不明である。それはさておき惟肖は広岡某寺と法雲寺を行き来していたようで、帰路に宝林寺（赤松）で雨のため千種川を渡河できなくなり、三日間の滞在を余儀なくされた。一方が絶壁で阻まれ、何度も渡河しながら進むという当時の交通路を伺わせる

ものである。

惟肖は乙丑春⁴⁵至徳二年（一三八五）には京に戻るが、赤松義則とも親しく、義則寿像（七二八頁）、義則遺児（五九〇頁）、四九日（五八七頁・五八八頁）に関わる詩文を残している。また則祐

次兄の赤松貞範⁴⁶三三回忌の陞座も残され（六二七頁）、貞範の法名ともなった栖雲寺僧に関する詩文も見られる（六八一頁）。また惟肖がおくつた入寺疏が集成されているが、法雲寺が大覺派の仲方円伊（一〇五五頁）・一山派の太白真玄（一一二四頁）・一山派の禎首座（一二二七頁）、宝林寺が太白真玄（一〇六〇頁）・一山派の仙心令竺（一〇八一頁）・不詳の用中□妙（一〇八六頁）・一山派の文仲□伯（一〇八八頁）・不詳の建春□峠（一一〇九頁）・南谷□昊（一一二八頁）、円応寺が秀実庵（一〇五七頁）・性天□由（一一〇八頁）となる。

ここでも他派僧の住持就任が確認できる法雲寺に対して、宝林寺は法系図で確認できない三名を除き全てが一山派で、赤松氏との一体性の強さが知られる。この両寺の住持となつた太白真玄は、

赤松義則が播磨に下向して義満接待の準備をしていた応永一三年（一四〇八）七月一八日に法雲寺住持に任じられている。⁴⁷この人事もそれに関係する可能性があり、宝林寺・法雲寺両寺の住持を歴任するケースもあつたことがわかる。

一方の円応寺は鎌倉後期に播磨に浸透していた聖一派の寺院で諸山に列されているが、応永二年に没した絶海中津の詩文集『蕉堅稿』に収められた性天におくられた入寺疏には、「播州路、北山円応寺、廻前越州太守、奉^二先世^一之仁祠也、今秋聞^レ于^二左相府^一、闢為^二十方住持之所在^一焉、仍承^三鈞帖^一、延^三請東山第一座性天由公禪師^一、以薰^二厥席^一」とある。ここから円応寺が「前越州太守」が先世に奉じていた寺院で、今秋に「左相府」に望んで十方住持とし、性天に公帖が下されたことがわかる。足利義満が左大臣だったのは永徳二年（一三八二）正月から嘉慶二年（一三八八）五月までで、その間のことになる。一方の「前越州太守」について、高坂好氏は応永末から西播磨守護代として登場する宇野越前守に比定するが、時期的にも隔たりがあり、在京活動を積極的に行つ

ていたわけでもない。むしろ明徳の乱で義満から直接勲功賞を与えた赤松越後守顕則のほうが相応しいのではないか。⁵⁰⁾

顕則は則祐次兄である春日部流貞範の嗣子で、貞範の栖雲寺も赤松地区に立地していた。さらに矢野莊では永和二年（一三七六）から大嘗会米・役夫工米が賦課されたため免除綸旨を獲得したにもかかわらず、「国両使」が叙用しなかつたため東寺が譴責停止を命じる春日部出羽守状を獲得した⁵¹⁾。これも顕則に比定することができ、顕則が守護と別にそうした権限を有していたことがわかる。

このように同じ千種川流域の禅院でも、佐用郡の円応寺は赤松惣領家ではなく春日部流を外護としていた。栖雲寺領が揖西郡越部中莊にあり戦国期まで維持されていたように、春日部流は播磨支配において独自の地位を占めていたのである。

その一方で性天が東山⁵²⁾建仁寺から任用されることにも注目される。残念ながらその法系を明らかにすることができるないが、建仁寺といえればやはり雪村派との関係を考えざるを得ない。応永五年に矢野莊には雪村塔頭大龍庵の造営段錢が賦課さ

れ、さすがにそれは免除されたようだが、現地では「大龍庵木引催促之使之雜事」以下が支出されている（相五八八）。材木は千種川上流で伐採されたものらしく、「赤松ヨリ坂越まで、河引之材木四十二人食料」の支出から、赤松を経由して坂越から海運で京都まで運ばれたものらしい。応永二一年には赤松義則が建仁寺内に建立した菩提寺である龍徳寺に関する賦課も確認され⁵³⁾、赤松惣領家と建仁寺との結びつきは密接で、性天もその周辺の存在であつたことは確実だろう。

むすびにかえて

とりとめない叙述になつたが、守護在京制が定着した赤松義則期における赤松地区の様相について、守護拠点としては一時的利用に留まるものの、白旗城・守護屋形が存続していたことが明らかになつた。その一方で法雲寺・宝林寺では南北朝期から禅僧の往来は頻繁におこなわれ、守護在京制が定着した後まで一貫して継続していたことが浮き彫りになつたのではないか。ただし禅僧を通じ

た都鄙間交流が赤松惣領家に一元化されていなかつた点は、前稿に取り上げた石見守護代家をはじめとする有力武士層の外護寺院に加えて、本稿でも春日部流の存在などから明確になつた。その点で惣領家からの自立手段として禅僧との関係が維持された可能性もあり、守護支配との関係はなお慎重な検討が必要となろう。

また赤松惣領家の紐帶的位置にあつた宝林寺については、その後も修築が行われ、宝林寺・五社八幡・赤松細野などでの勧進猿樂の興行なども確認できる。まだまだ残された課題は多いが、もはや紙数も尽きた。更なる禅宗史料の探索と合わせ今後に期して、ひとまず稿を閉じたい。

(1) 高坂好『赤松円心・満祐』吉川弘文館、一九七〇年・『中世播磨と赤松氏』臨川書店、一九九一年。

(2) 原田正俊『日本中世の禅宗と社会』(吉川弘文館、一九九八年)・上田純一『足利義満と禅宗』(法藏館、二〇一一年)など。

(3) 伊藤幸司『中世日本の外交と禅宗』吉川弘文館、二〇〇二年。

(4) 早島大祐『室町幕府論』(講談社、二〇一〇年)

は足利義持期の動向として守護創建禅院に注目し、赤松氏の事例も、注(1)文献に依りながら紹介されている。

(5) 拙稿「揖保川流域の禅院と石見守護代所」(『ひようご歴史研究室紀要』一二、二〇一七年)。

(6) 拙稿「赤松氏の拠点形成—白旗城・法雲寺・宝林寺」(『大手前大学史学研究所紀要』一二、二〇一八年予定)。

(7) 「雪村大和尚行道記」(『五山文学新集』三、九二一頁)。

(8) 「無雲天禪師行実」(『大日本史料』六一一八、七一頁)。

(9) 「祭無相座元」・「代小師祭無相」(『寶覺真空禪師錄』坤、『五山文学新集』三、八三四・八三五頁)。

(10) 「祭弟子琇上座」(前注書八三七頁)。

(11) 「播州金華山法雲禪寺語錄」(『無規矩』乾、前注書四二頁)。

(12) 「祭法雲開山寶覺塔」(『無規矩』坤、前注書一八六頁)。

(13) 「勉之旃西堂住法雲山門疏」(前注書一五九頁)。

(14) 『大日本史料』六一三四、三七一頁以下に關連史料が集成。

(15) 「祭法雲開山寶覺塔」(『無規矩』坤、『五山文学新集』三、一八七頁)は「圯」(土橋の意味)とするが、法秩序が機能していないという文意から『大日本史料』に従い「圯」(やぶれる)とする。

(16) 『兵庫県史』史料編中世三、宝林寺文書一。

(17) 玉村竹二編『五山禪僧伝記集成』講談社、一九八

三年。『大日本史料』六一二九、三七四頁以下に関連

史料が集成。

(18) 兩記事は応安三年に組まれているが、『大日本史料』に従い、応安二年の錯簡とみなしておく。

(19) 「禪月大師十六羅漢画像記」(『天隱和尚文集』)『五山文学新集』五、一〇二二頁)。

(20) 『扶桑五山記』二。

(21) 「前住金華雲石和尚住宝林寺」(『業鏡台』)『五山文学全集』三、二一七四頁)。

(22) 矢野莊関係文書については、『相生市史』八上・下に集成されており、以下では煩雑になるため文書名を略し、相十文書番号で表記する。

(23) 赤松氏の在京奉行人については、岸田浩之「守護

赤松氏の播磨国支配の発展と国衙」(『大名領国の構成的展開』吉川弘文館、一九八三年)・伊藤邦彦「室

町期播磨守護赤松氏の〈領国〉支配」(『鎌倉幕府守

護の基礎的研究』論考編】岩田書院、二〇一〇年)・

三宅克広「播磨守護赤松氏奉行人の機能に関する一

考察」(『古文書研究』二八、一九八七年)・西面亜紀

子「播磨守護赤松氏の支配機構—嘉吉の乱以前を中心にして」(『神女大史学』二二、二〇〇五年)などの他、県内の自治体史でも言及されている。

(24) 貞治二年に足利直冬派の山名氏・大内氏が幕府に帰順し、守護在京が定着していく。山田徹「南北朝

期の守護在京」(『日本史研究』五三四、二〇〇七年)参照。

(25) 「学衆評定引付」二月二四日条(『相生市史』七卷三三)。

(26) 「同」七月一六日条。

(27) 「鹿苑院西国下向記」(『神道大系』文学編五参詣記)。

(28) 「大乘院日記目録」同日条。当該期の政治史を赤松氏側から描いたものとして、注(1)書の他に、渡邊大門『赤松氏五代』ミネルヴァ書房、二〇一二年を掲げておく。

(29) 「二十一口方評定引付」(『相生市史』七卷一〇六)同日条。なお「学衆評定引付」(前掲書一〇五)同日条には「諸本所年貢悉白幡・木山城工持上」とあり、散用状からも城山城の整備も確認できるが、矢野莊年貢は白旗城に運び込まれた。

(30) 前注「二十一口方評定引付」一二月一八日条。「学衆方評定引付」にも記事があるが、欠損が多い。

(31) 本所の莊官が守護支配に組み込まれていたことについて、伊藤俊一『室町期莊園制の研究』塙書房、二〇一〇年、参考。

(32) 「二十口方評定引付」(『相生市史』七卷一〇七)。

(33) ただし学衆方と供僧方散用状に相違があり、一二月六日の記事は供僧方(相七六八一)では、「飽間方田所」と続き、坂越と通名が記されていない。

(34) 注(32)三月一五日条に原文書に袖書の内容が注

記されている。

- (35) 「上様」の解釈については、小林基伸氏からも御教示を得た。
- (36) 『新修神戸市史歴史編Ⅱ古代・中世』(一一〇一〇年)六〇九頁に「表15室町殿の兵庫下向」として一覧を示した(大村作成)。

- (37) 『大日本史料』七一五、六二二～六二三頁。

- (38) 『鎮増私聞書』(『兵庫県史史料編中世四』寺社縁起類播磨国二五)。

- (39) 『新山寺鐘銘』(『上郡町史史料編I』中世七四一)。

- (40) 『天錫説』(『空華集』『五山文学全集』二、一八〇六頁)。

- (41) 『方中字序』(『東海璵華集』三、『五山文学新集』二、七七〇頁)。

- (42) 『作詩』(『東海璵華集』、前注書八六五頁)。

- (43) 『玉岡法兄播之詩序』(『東海璵華集』三、前注書七六六頁)。

- (44) 『赤松家風条々事』(『姫路市史』九)。

- (45) 『寄尊藏主詩軸序』(『東海璵華集』三、『五山文学新集』二、七七四頁)。

- (46) 以下煩雜なため、『五山文学新集』二の頁数のみ記す。

- (47) 『大日本史料』同日条、一二三頁以下に関連史料が収録。

- (48) 『五山文学全集』二、一九三九頁。

- (49) 高坂好「佐用庄と北山円応寺」(注(1)『中世播

磨と赤松氏』所収)。高坂氏は東福寺派の金山明昶が義満から円応寺住持に任じられた応永三年以降に十方住持制になつたとするが、この段階で義満から公帖が発給されており、太政大臣に昇進して出家した義満が「左相府」と呼ばれるのは現職の時のみと考えられる。

- (50) 明徳三年正月二四日「足利義満御判御教書」(『兵庫県史史料編中世九』赤松(春日部)文書六)。

- (51) 『学衆評定引付』(『相生市史』七卷三八)永和三年六月一九日条。

- (52) (文亀二年)三月二〇日「播磨国越部中莊栖雲寺領公用錢請文」(『兵庫県史史料編中世九』赤松(春日部)文書二二)。

- (53) 『学衆方評定引付』(『相生市史』七卷五八)応永五年三月一五日・二八日条。

- (54) 相六九一ー・六九二ーー。早島大祐注(4)『室町幕府論』二三二頁。